

(開会)

課長： それでは、皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、事務局の人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。本年4月1日付で前任の課長であった〇〇に代わりまして私、〇〇が都市計画課長として就任いたしました。前任者同様、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

恐れ入りますが、ここからは着座にて進行させていただきます。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用等のご協力をお願いしております。

なお、体調が優れない場合などにつきましては、事務局へお伝えいただければと存じます。

続けて、マイクについてご説明させていただきます。本日はワイヤレスマイクを使用するため、ご発言の際は挙手をお願いいたします。事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクを使用して発言をお願いしたいと存じます。

それでは、本年度第1回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、新たに任命された委員が2名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。ご紹介の後、大変恐縮ではございますが、一言ご挨拶をお願いできればと存じます。

初めに、国土交通大学校の〇〇校長がご退任されまして、後任の〇〇校長が新たにご就任されました。一言、ご挨拶をお願いいたします。

委員： ご紹介いただきました〇〇と申します。国土交通大学校校長ということで着任いたしました。小平市の一つのインフラとしまして、しっかりやっていきたいと思っております。また、この審議会委員でもお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。

次に、市議会議員の〇〇委員が審議会委員を辞職され、新たに〇〇議員が就任されました。一言、お願いいたします。

〇〇委員： よろしく願いします。

課長： ありがとうございます。

なお、引き続きの委員の皆様におかれましても、今後ともよろしくお願いいたします。

(開会の辞)

課長： それでは、本日の審議会でございますが、諮問案件が1件ございます。これより、〇〇会長に議事の進行をお願いしたいと思います。〇〇会長、よろしくお願いいたします。

会 長： 皆さん、こんにちは。それでは、早速ですが、議事に入ります。ただいまの出席委員数13名、定足数に達しておりますので、令和4年度第1回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

欠席委員につきましては、小平商工会会長の〇〇委員が所用があり欠席されております。

なお、〇〇委員が今のところ欠席になっておりますので、2名の欠席ということになります。

また、小平警察署長の〇〇委員の代理として、交通課長の〇〇様が出席されております。よろしくお願ひします。

ここで、議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(傍聴許可)

会 長： 次に傍聴人でございますが、本審議会の傍聴申込みが8名あり、全員を傍聴人として決定いたしましたので報告いたします。ただいまから入室を許可いたします。

ここで、傍聴人に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防対策のため、室内ではマスクの着用をしていただきますようお願いいたします。

また、会議中の発言等は一切できません。写真撮影及び録音はお控えいただき、携帯電話等の通信機器はマナーモードの設定をお願いいたします。

なお、配布いたしました資料につきましては、閲覧用であり、お帰りの際に回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(市長挨拶)

会 長： それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

市 長： 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、小平市長の小林洋子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和4年度第1回小平市都市計画審議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、日頃より小平市行政にご理解、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、非常に多くの新規感染者の報告が上がっているところでございます。

また、市内においても、PCR検査が受けられないといったようなご相談も多く受けているところではございます。

新型コロナウイルス感染症は、皆様の暮らしだけでなく、まちづくりといったところにも大きな影響を与えているところかと捉えております。

小平市におきましては、都市計画道路や都市計画公園といった大規模事業をはじめとする都市整備事業を始め、安心・安全のまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

さて、本日ご審議いただきますのは、「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更（東京都決定）」でございます。

こちらは、東京都から小平市に意見照会がなされたものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明申し上げますけれども、市内におけます市街地再開発事業が関連付けられていることなど、小平市の都市計画にとって重要な案件でございますので、慎重なご審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市計画をはじめといたします市政運営に当たりましては、引き続き委員の皆様のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに掲げる、まちの将来像の実現に向けて鋭意努力を続けてまいる所存でございます。

何卒よろしくお願い申し上げます、本日のご挨拶とさせていただきます。

会 長： どうもありがとうございました。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほどお願いいたします。

（市長退席）

会 長： それでは、審議に入ります。04諮問第1号、「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更（東京都決定）」の提案説明を事務局よりお願いいたします。よろしくお願いいたします。

課 長： それでは、諮問第1号、「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更」に係る資料の説明をさせていただきます。

事前に配付いたしました資料につきましては、資料1、A4判、縦型「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更（東京都決定）」、資料2、ここから全て横になりますが、A4判、ホチキス止め「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」、資料3、A4判、ホチキス止め「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の附图」、資料4、A4判、ホチキス止め「別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要（新旧対照表）」、資料5、A4判、ホチキス止め、「重点地区（新旧対照）」でございます。

皆様、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本件につきましては、資料1を基本といたしまして、適宜、資料2から5を参照しながら、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料1をお手元にご用意ください。

東京都は、「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」につきまして、資料2から5のとおり、都市計画変更を予定しております。

なお、本案につきましては、本年4月8日付で東京都から小平市へ、都市計画法第18条に基づく意見照会がなされており、本案のとおり、妥当である旨の回答を行うことについて、本審議会にお諮りするものでございます。

最初に、「1 住宅市街地の開発整備の方針とは」の「(1) 目的」でございます。

住宅市街地の開発整備の方針とは、都市計画法第7条の2及び大都市法第4条に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランで、住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置づけを行うことを目的としております。

東京都は、おおむね5年毎に方針の見直しを行っており、令和4年10月に平成26年度末以来の都市計画変更を予定しております。

続きまして、「(2) 位置づけ」でございます。本方針自体が一つの独立した都市計画をなしており、東京都が定めるものとされております。そして、本方針は、市街地開発事業など、具体の都市計画の上位に位置付けられるものでございます。

次に、「2 都市計画変更の概要」の「(1) 変更の方向性」でございます。

東京都が平成29年9月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」や令和3年3月に改定した「都市計画区域マスタープラン」及び「都市再開発の方針」並びに令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」と内容の整合を図ることが求められます。

また、都市計画事業等の具体化や完了といった進捗に合わせまして、事業の積極的な推進を図る重点地区の変更や新規指定などを行います。

重点地区とは、整備や開発の目標を定め、一体的かつ総合的に事業の推進を図る地区を指すものでございます。

原則、上位計画である「東京都住宅マスタープラン」の重点供給地域に指定されている地区から選定されております。

続きまして、「(2) 都市計画変更手続のスケジュール (予定)」でございます。

本案につきましては、本年6月9日から23日までの2週間、東京都により縦覧及び意見書の提出受付を行いました。

本日の審議会への諮問、答申を踏まえまして、8月に東京都へ小平市としての回答を行います。

東京都では、住民等からの意見書や各市からの回答を取りまとめた上、9月に東京都都市計画審議会へ付議し、10月に都市計画変更の告示を行う予定となっております。

なお、補足といたしまして、このスケジュールに先立ちまして、令和3年12月1日から同月15日まで、東京都が本方針の原案を

縦覧いたしました。小平都市計画に対して、都市計画法の規定に基づき、住民が意見を述べる公述の申出があり、令和4年1月24日に公聴会が開催されております。

公述意見の要旨といたしましては、小平駅北口に関するご意見であり、高層化の再考を望む内容でございました。

公述意見に対して、東京都は上位計画である東京都の「都市計画区域マスタープラン」などとの整合を図り、重点地区の整備又は開発の概要を見直すものであること、具体的な開発計画などに関する事項については、地元住民等の意見を踏まえながら、地元市において検討が行われるものであるとの考えであることとの見解を示しております。

資料の裏面にお移りください。「3 小平都市計画案の概要」をご覧ください。ここからは、適宜、資料2から5の東京都が作成した新旧対照表などもご参照いただきながら、ご確認いただければと思います。

本案では、表のとおり重点地区について、表右側の現行から一部変更を加え、左側の変更案を作成しております。

現行の方針では、重点地区の表の右側、小川駅西口、小川西町、小川町一丁目、小川東町二丁目、小平駅北口の5地区が指定されておりますが、事業の進捗などを踏まえ、本案では表の左側、小川駅西口、小川東町二丁目、小平駅北口の3地区に変更しております。

ここで、資料3、附図を併せてご覧ください。地区の位置といたしましては、資料3の1枚目の裏面、平. 3が小川駅西口地区、平. 13が小川東町二丁目地区、平. 14が小平駅北口地区でございます。

再び資料1の3に戻りまして、本案では、小川駅西口地区の区域を変更し、小川西町と小川町一丁目地区を廃止します。

この変更の趣旨につきまして、表の下、(1)(2)(3)にまとめてございます。

(1)の小川駅西口地区でございますが、資料5の1枚目、「重点地区(新旧対照表)」を併せてご覧いただければと存じます。本案では、平成30年8月に都市計画決定いたしました小川駅西口地区地区計画に合わせた区域としております。

現行の方針では、図に黒塗りで示した都営住宅の範囲も重点地区に含まれますが、都営住宅の建替えが完了した北側の小川西町二丁目第2アパート周辺及び南側の小川西町五丁目アパート周辺を廃止し、図の縦縞の範囲、二中通りから南側を新たに含めまして、約10ヘクタールの区域に変更するものでございます。

続きまして、(2)の小川西町でございますが、資料5の2枚目、廃止と表記した図面を併せてご覧いただければと存じます。本案では、小平市小川西町土地区画整理事業及び小平都市計画道路3・4・10号線の都市計画道路事業の完了により、重点地区から廃止するものでございます。

また、(3)の小川町一丁目地区でございますが、資料5の3枚目、

廃止と表記した図面を併せて御覧いただければと存じます。本案では、小平市小川町一丁目土地区画整理事業及び小平都市計画道路3・4・23号線の都市計画道路事業の完了により、重点地区から廃止するものでございます。

なお、今回は詳細な説明は省略させていただきますが、資料4といたしまして、本案の新旧対照表を添付しております。「都市づくりのグランドデザイン」や「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」などと整合させ、文言の一部を変更しております。

最後に、資料1「4 上位関連計画における記載」をご覧ください。

(1) から (3) 以外にも関連する計画はございますが、代表的な計画をご説明いたします。

「(1) 都市づくりのグランドデザイン」でございますが、こちらは東京都が策定した行政計画で、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示すものでございます。

本計画の中では、地域の拠点として、小川・小平・花小金井を位置づけており、その地域の将来像といたしましては、都市基盤の整備や土地の有効利用が進み、都市機能が集積することで、にぎわいや交流が生まれる市街地の形成などを掲げております。

続きまして、「(2) 東京都住宅マスタープラン」でございますが、こちらは、東京都における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、住宅政策の目的や具体的な方針を示しております。

住生活基本法第17条第2項第6号に基づき、住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図る地域を重点供給地域と定め、小川駅周辺地区、小川東町二丁目地区、小平駅北口地区などを指定しております。

また、「(3) 小平市都市計画マスタープラン」でございますが、こちらは、市の都市計画に関する基本的方針として、都市の将来像とその実現までの道筋を示すもので、平成29年3月に改定しております。

本マスタープランの地域別構想において、小川・小平の両地区は、大きくまちを動かす事業等が検討されている、鉄道駅周辺地区として掲出しております。

また、小川東町二丁目についても、団地再生に向けた取組を示しております。

最後に、本日お諮りいたします本案におきまして、小川、小川東町、小平に係る区域を重点地区としており、重点地区の指定は、これらの上位関連計画との整合が図られているものと考えております。

以上が、諮問第1号、「小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更」に係る提案説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長： 提案説明が終了いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

今回の方針に関しては、東京都決定の意見照会ということでございますので、東京都から直接回答を要する内容の質疑については、なるべく控えさせていただきたいと思っております。

ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、04 諮問第1号、「小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（東京都決定）」についての質疑をお受けいたします。

委員： 東京都の資料2について、12-5ページの多摩広域拠点域というところの、上から7行目に次世代モビリティシステムという記述がありますが、具体的にどういうものをイメージされているのか。もし市のほうで分かれば教えてください。以上です。

課長： 具体のシステムの中身については、今のところ私も把握できていないところでございます。申し訳ございませんが、後日確認し、回答させていただきます。よろしくをお願いいたします。

会長： ほかにご質問はいかがでしょうか。

委員： 東京都の方針としては全体的に畑や緑地等を保全していく、基本的な考え方があるのか、分かる範囲でいいので確認させてください。それに加えて、小平市として農地、緑地等を保全していく基本的な方針を持っていると思いますが、生産緑地が年々減少している中で、市としてどういった方策が取れるのか、そういったことを行っているのかどうか。それが反映されているのかどうかについて、分かる範囲で教えていただければと思います。以上です。

課長補佐： 1点目の緑の保全についての東京都の方針ですが、平成29年9月に東京都において都市づくりのグランドデザインを作成しており、そのなかで、緑の総量を減らさないとの記載がございます。市でも、都の方針に則り、今ある緑は保全して新たに創出する方向性を目指しております。1点目は以上です。

課長： みどりについての市の方針といたしましては、小平市都市計画マスタープランにおいて、水と緑のまちづくり方針を掲げておりまして、その中で、水と緑の保全と活用、緑に対する意識の醸成、緑の創出といった項目を掲げております。

この方針に基づきまして、水と緑と公園課でこれに係る個別計画を策定しておりまして、それに基づくイベントや啓発事業に取り組んでおりますので、そのような形での計画反映、事業施策の体系化に努めているところでございます。以上でございます。

委員： 計画としてあるのは分かりますが、そもそも生産緑地が減っていくというのは、相続税とかの問題が非常に大きくて、この問題自体

をどうにかしないと、根本的な解決には至らないと思います。担当課が違うので分からない部分があるかもしれませんが、全庁的にやっていただきたいというのと、担当課などと連携してやっていただきたいと、それを踏まえた上で東京都や国へ伝えているのか確認したいです。

以上です。

部 長： 委員がおっしゃったように生産緑地が毎年3ヘクタールぐらい減少しているということで、平成29年に都市緑地法が改正され、農地の位置付けが、都市にあるべきものに転換されましたので、残している方向であります。ただ、なかなか相続など様々な事情がございますので、なかなか保全していくのは難しいところがございますが、それ以降、生産緑地制度の改正により、要件が緩和されております。

例えば、生産緑地に指定可能な最低面積が500㎡から300㎡に緩和されたり、解除された生産緑地を再度指定することも可能となっております。また、生産緑地の貸借制度ができて、耕作ができない方でも、第三者が事業計画を出せば、生産緑地を耕作することができるようになりまして、生産緑地制度を継続できるということがございます。

貸借制度の活用については何件か出てきており、追加指定も徐々に増えてきておりますので大幅な減少に歯止めが少しかかっているというところがございます。

ただ、農家の諸事情もございます。関連課と意思疎通を図りながら、方策を考えていきたいと思っております。

以上です。

会 長： ほかにご質問ございますでしょうか。

委 員： 東京都決定が括弧書きにされておりますが、現在まだ決定していないものを本審議会においての意見を集めて、それを東京都に報告をして最終的には決定していくという流れでよいか、決定する権限を持つのはどこで、どのタイミングで決定をするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、小平都市計画案の概要の表に小川駅西口、小川東町二丁目、小平駅北口と三つの記述がありまして、小平駅北口と小川東町二丁目については、変更点にバーが書いてありますが重点地区の変更がないということでよいのか、それと重点地区というのは、どういう意味合いなのか、重点地区に指定されるとどのように変わっていくのか、最後に、東京都住宅マスタープランの中の重点供給地域の中身を教えてくださいたいと思います。

以上です。

課長補佐： まず、1点目の今後のスケジュールにつきましては、今回の諮問を踏まえまして、東京都に報告をします。その上で、9月に東京都で都市計画審議会が開かれまして、そこでまとめれば10月に告示という予定になります。なお、本都市計画を定める者といたしましては、都市計画法第15条により、決定権者は東京都になります。

2点目につきまして、小川東町二丁目と小平駅北口に関しましては、今回変更点がないのでバーになっております。

課長： 重点地区の関係でございますが、東京都住宅マスタープランの重点供給地域と同じ地域を指定しております。重点供給地域と申しますのは、住生活基本法に基づく住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図る地域という位置付けになっております。

こちらの重点供給地域の指定を受けるメリットにつきましては、様々な事業を進める際に、国費や都費の補助を受けることができるということが挙げられますので、今回こちらの位置付けをさせていただくものでございます。

以上でございます。

委員： 先ほどのバーの意味合いにつきまして、変更がないということなのですが、添付されている資料の2や4を見ますと、小平駅北口地区のところに変更案という項目が出てきておりまして、市街地再開発事業、高度利用地区、地区計画、再開発促進地区という言葉が並んでおります。こちらは文言を合わせたという意味合いで重点地区を変更するという内容には含まれないということで、資料1の裏面に書いてあるものとは意味が違うということでのいいのか、その辺の整合性について、ご説明いただければと思います。

以上です。

課長補佐： 言葉足らずで失礼いたしました。資料1の裏面の3ではバーになっておりますが、これは場所の変更はないという意味です。内容につきましては、資料4を見ていただきますと、新旧対照表になっておりまして、小平駅北口と小川東町二丁目は若干文章が変わっております。これまでは都市づくりビジョンから整合性を図っていたものを、今回都市づくりのグランドデザインが改定されたことによって文言を新たに現状の内容のものに整合させるという意味合いで文章が変わっています。同じくその下に並ぶa、b、c、d、地区の整備又開発の目標などは現状の内容に沿って変更しているものです。

以上です。

委員： 変更についてはわかりました。文言を合わせたということで、今回改めてこういうことになったということではないということでの

いですね。

それから、先ほど東京都が決定権者だというご答弁がありました
が、東京都に我々が受けている地域にお住まいの方々の意見を挙げ
ていただけるのかどうか。併せてお尋ねしたいと思います。

課長補佐： 1点目の変更点ですが、住宅市街地の開発整備の方針につ
きましては、先ほどの説明にもございましたとおり、東京都住宅マ
スタープランや都市計画区域マスタープラン、小平市都市計画マ
スタープランなどと整合を図るように今回修正していますので、
文言が少し変わっているという意味合いになります。

2点目の意見の吸い上げが可能かということですが、本日のこの
審議におきまして意見がでた場合は東京都へ報告をいたします。
その上で、最終的に都の都市計画審議会で判断しますので、必
ず反映されるかは保証できないのですが、報告はさせていただきます。
以上でございます。

委員： 資料2の12-7の小平駅北口で、市街地再開発事業、高
度利用地区、地区計画と書いてあるのですが、この高度利用地区
をいつ決定したのか。東京都に高度利用地区に指定して欲しいと
要請したのか、東京都がそういうふうにしたのか分かりませんが、
その理由を改めて伺っておきたいと思っております。

課長： 東京都が、令和3年3月に都市計画変更しました都市再
開発方針に記述を合わせる形で高度利用地区を記載いたしました。

また、小平駅北口地区市街地再開発準備組合のまちづくり活
動の進捗などを踏まえまして、国費や都費の対象になることも
ございますので、必要な支援ができることから高度利用地区
を記載させていただいております。

以上でございます。

会長： ほかにご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

会長： それでは、質疑も出尽くしたようでございますので、
ここで議決を行いたいと存じます。04諮問第1号、「小平都市
計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更(東京都決定)」につ
きまして、原案のとおり承認することにご異議ございませ
んか。

(異議なしの声)

会長： ありがとうございます。異議なしと認め、承認する
ことといたします。

なお、ここで審議事項ではありませんが、今回の方針の
重点地区である小平駅北口に関連しての再開発関係の
質疑が出ました。事務局に確認し、質疑を受けること
となりましたので、よろしくお願

いたします。

答弁のできる範囲でお願いしたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

委 員 : 小平駅再開発については、先日再開発組合主催で説明会が行われ、
参加しました。説明会で配布された資料が手元にありますが、資料
には計画の内容やスケジュールが記載されています。説明会、説明
者は準備組合の方が行ったとはいえ、小平市と協議をしながらこの
ような計画やスケジュールを作っているわけですから、小平市は進
捗状況について、我々も含めて市民にちゃんと報告をする責任があ
るわけですね。説明会に何人参加したとかどういう意見が出たの
かということは、集約をして、ホームページに掲載をするのか確認
をさせてください。載っているスケジュールは組合がもちろん作っ
たと言えば作ったんですけど、この内容を作るためには小平市が当
然アドバイスをして作っているわけですから、これもやっぱり責任
を持って市民に知らせる責任は私はあると思いますよ。

それと、3分の2の住民同意をクリアしていないのだから、組合
設立が現状ではできないという認識はありますよね。その認識を確
認します。現時点でそれはどうやってクリアする予定なのか、クリ
アする目処があるのか。令和6年、2024年に組合の設立です
から、あと1年半ぐらいの間に反対している人が賛成に回らなければ
状況は変わらないわけですね。そういうのを住民の皆さん知らない
ですよ。それはちゃんと明らかにしていかなければいけないんじ
ゃないですか。そういう問題をクリアできなかつたらどうするん
ですか。そこで事業は止まっちゃうんですか。コスト計算も今はコロ
ナの関係で部材の単価が上がっているということもあるし、総費用
も大きく、現状では高止まりしているわけですね。組合設立ができ
ないのにその先まで公にしているのかということですよ。それを小
平市がどのように考えているのか伺いたいですね。

会 長 : それでは、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

担当課長 : まずは1点目の進捗状況と説明会の状況の報告でございます。

まず、今回組合が行いましたのは、都市計画の説明ではなくて、
あくまでも事業の説明ということで、現在、組合としての検討内容
を出したものでございます。

説明会の状況でございますが、6月12日、13日の二日間で延
べ39名のご参加をいただきまして、また、南口につきましては、
7月3日と4日、二日間で延べ22名のご参加をいただいております。

ご意見の大まかな内容としましては、100m級のビルには賛成

しかねる、もしくは、高いビルは不安であるといったお声、それから、周辺の渋滞がひどくなるのではないかというご意見がありました。

また、都市計画の説明をするべきといったご意見、あとは再開発に対する期待や欲しい施設のご意見がございました。

ホームページでの掲載でございますが、広く知らせていきたいと思っておりますが、決定事項であると世間に出ていく可能性があるため、説明つきで皆さんにはお知らせしていきたいという意向を組合で持っており、何らかの形で出せるものは出していくという方向で調整しているところでございます。

スケジュールについてでございますが、これはあくまでも、説明会でも組合のほうから重々説明がありました、まずは都市計画決定を令和5年度に目標に掲げおまして、その後のスケジュールについては、長くなる場合があるため、あくまでも目標スケジュールだという前提でご説明されております。市で、このスケジュールがいいとか悪いとかということはない状況でございます。

3点目の3分の2の状況で今後どうしていくのかでございませけれども、これまでどおり個別に説明をしたり、小平駅北口の将来を考える会の方とお話を重ねてどういった形で折り合いをつけられるのかなど着地点を見出していかないと、やはり将来的なものはクリアできないと認識してございます。

以上でございます。

委員： 分かりました。都市計画決定の内容は、何を決定するのか、説明してください。それと、協議会ができたのが2010年で既に10年以上経っています。10年以上経ち3分の2がクリアできない状況がずっと続いています。地権者の人数から言えば少し違いますけど、面積で言えば3分の1強の所有者が反対をしているという状況をクリアできないまま、再開発になるとを私は一番心配しています。時間が経てばいいんだということでもないし、しかもこの案であるスケジュールが最終的には2030年、あと8年ですよね。それまで全部終わらせずということが、案であるとしても、ひとり歩きするわけですから、やり方として少し強引過ぎると思います。

会長： ○○委員、内容だけちょっと確認します。意見ですか、質問ですか。

委員： 質問だけまとめますと、都市計画決定の中身はどうかということと、先日開催された説明会でこういうスケジュールを出すことの問題点はどうかということ。最初にこれは組合の事業と言いましたが、実態としては小平市がリードしてやっていて、責任は小

平市が取ることになるんだから、そういうクリアできない問題をどのように受け止めているのか、改めて聞きます。根気よく説得していくというのは分かりましたけど、それでいいのかということ、3点伺います。

課長補佐： 1点目の都市計画の手續につきましては、例えば、用途地域の変更、高度地区の変更、防火地域や準防火地域への変更、高度利用地区がございます。本方針に記載がありますが、現時点ではあくまで目指す方向性というものにとどまっております。

また、他に考えられるものとしましては、駅前広場の形状変更の一環で、3・4・19号線の変更や、自転車駐車場の決定等がございます。それに付随して、地区計画の策定が一般的に考えられますが、検討段階ですので、こうなるという決定事項は一つもない状態です。

以上でございます。

担当課長： 2点目の小平駅北口再開発のスケジュール感でございます。再開発事業というのは、やはり合意形成が大事な部分でございます。ほかの地区におきましても、早く進むものは早く進みますが、やはり時間がかかるもの、もしくは経済変動があつて事業を一時見合わせるなど、山あり谷ありのものも結構ございます。小川駅西口の再開発につきましても、昭和の時代から研究が進められてきて、平成3年ぐらいから検討会ができてきたということで三十何年たつてやっとここまでたどり着いてございます。スケジュールが長いからその事業ができないということではないと認識してございます。

組合事業に対する責任でございますけれども、当然市も支援しておりますので、支援の範囲で一部の責任はあると認識しておりますが、事業については組合施行になりますので、最終的な責任は組合にあると認識してございます。

以上でございます。

会 長： 以上でよろしいですかね。

(はいの声)

会 長： それでは、小平駅北口の再開発についての質問もお受けいたしました。

(閉会の辞)

会 長： 以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

課 長： 次回の都市計画審議会でございますが、9月12日、月曜日、午後3時から同じ場所、市役所6階の大会議室で開催を予定しております。詳細につきましては、改めて個別にお知らせしたいと存じま

すので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長： 以上をもちまして、第1回小平市都市計画審議会を終了いたします。どうも皆様、いろいろご意見等いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして終了とさせていただきます。ご苦勞さまでした。

(閉会)